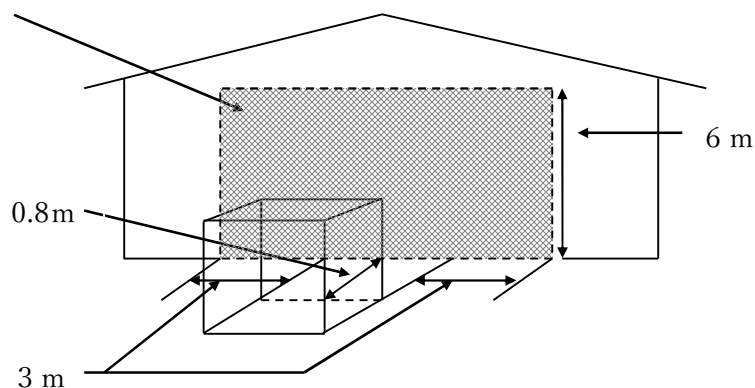


第5 変電設備

- 1 条例第11条第1項第3号に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する……もの」とは、社団法人日本電機工業会の認定品（以下「電機工業会認定品」という。）及び消防庁長官が定めるキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第10号）に適合しているとして認定を受けたもの（以下「消防庁告示認定品」という。）をいう。
- 2 条例第11条第2項に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有する……もの」とは、電機工業会認定品、消防庁告示認定品及び底板を1.6mm以上の厚さの鋼板又は鉄筋コンクリート製の基礎に固定したJIS C 4620に基づき作成されたものをいう。
- 3 第11条第1項第3号の3に規定する、変電設備室等からの延焼防止等を図るための「すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること」は、次によること。
 - (1) 第11条第1項第3号の規定による不燃区画等のダクト、ケーブル等の貫通部分のすき間を埋める不燃材料は、ロックウール、モルタル、防火シール材、防火パテ等であること。
 - (2) 貫通部分の措置については、財団法人日本建築センターにより「ケーブル配線の防火区画貫通部の防火措置工法」として防災性能評定を受けたものとする。

点線内に設ける開口部は
防火戸とする。



第5-1図

- 4 急速充電設備は第11条の2の規定によるほか、次によること。
一般社団法人CHAdeMO協会による急速充電設備の仕様、構造及び設置の基準に基づき作成されたものは第11条の2第1項（第2号、第11号及び第15号から第17号までを除く）の規定については満たしているものとして差支えない。



第5-2図 CHAdeMO（チャデモ）ロゴマーク